

卒業の認定に関する方針

精神保健福祉学科

〈ディプロマポリシー〉

本校は、教育基本法並びに学校教育法に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法、並びに精神保健福祉士法に従い、専門的な知識及び技能を修得させ、もって社会福祉及び文化教養の増進に寄与する人材を育成するための専門的教育を行う事を目的とする。また、心技一体の教育理念に基づき、自主性・主体性・行動力を培い、精神保健福祉士として望ましい専門性、専門職としての価値、対人援助職としての実践力を身につけるよう指導している。具体的には以下のような能力を身につけ、卒業認定会議にて認定を受けた学生は、卒業が認定される。

- ・精神保健福祉士の専門性、およびその価値を理解している。
- ・精神保健福祉士倫理要綱を理解している。
- ・精神疾患に関する知識及び、それに起因する障害に関する知識を身につけている。
- ・我が国及び諸外国における精神障害者への処遇に関する歴史、および現状について理解している。
- ・ソーシャルワークの歴史、理論および実践を理解している。
- ・クライアントの支援に必要な社会制度・福祉サービスを理解している。
- ・対人援助職として求められる面接技術を修得している。
- ・精神科専門療法、精神科リハビリテーションに関する知識を修得している。

〈卒業の要件、卒業判定の手順〉

カリキュラムの総時間数は、1,266 時間である。精神保健福祉士受験資格を得るための時間数（1,200 時間）に加え、進路演習 16 時間、H.R.活動 10 時間、国家試験対策 40 時間（計 66 時間）を実施している。

卒業の判定は、入学時配布の「学生心得」にて公表している卒業の要件に満たした者を対象に、学校長、教務及び学科教員による卒業認定会議において学校長が認定を行う。

卒業判定の結果は、本人及び保護者へ直接通知している。

【学生心得抜粋】

卒業の要件

- 1) 各教科の出席率が 80%以上であること。全体の出席率が 90%以上であること。
- 2) ソーシャルワーク実習において規定の時間全て実習を行うこと。
- 3) 科目の評定に「不可」がないこと。
- 4) 未納金のないこと。